



茨城県報 第 2680 号

平成27年4月6日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 保健所長に交付決定を委任する補助金（人事課）…………… 1
- 農林事務所長に交付決定を委任する補助金（人事課）…………… 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（10件）（障害福祉課）…………… 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定（障害福祉課）…………… 6
- 使用料の徴収事務の委託（水産振興課）…………… 6
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 7
- 道路の供用の開始（5件）（道路維持課）…………… 7
- 都市計画道路の変更（都市計画課）…………… 8
- 土地改良事業の工事の完了（12件）（農林事務所）…………… 9

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 11
- 茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更（産地振興課）…………… 12
- 基本測量の終了（用地課）…………… 12
- 開発行為の工事完了（5件）（建築指導課）…………… 12

正 誤

- 平成27年3月19日付け茨城県報第2675号中…………… 13

告 示

茨城県告示第444号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第2 第12 第72項の規定により保健所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成25年4月25日茨城県告示第496号は、廃止する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 不妊治療費補助金

- 2 地域リハビリテーション総合支援事業費補助金
- 3 在宅医療・介護連携拠点事業費補助金
- 4 茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費補助金
- 5 市町村献血推進事業費補助金

~~~~~

#### 茨城県告示第445号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第2 第19 第35項の規定により農林事務所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成26年4月3日茨城県告示第369号は、廃止する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 農業委員会費補助金
- 2 食と農のチャレンジ事業費補助金（県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。）
- 3 茨城県環境保全型農業直接支援対策事業費補助金
- 4 茨城農業改革推進総合対策事業費補助金（県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。）
- 5 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金
- 6 茨城県農林水産物PRイベント開催等支援事業費補助金
- 7 米飯給食普及拡大事業費補助金
- 8 茨城県畜産関係事業費補助金（県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。）
- 9 農作物等災害助成対策費補助金
- 10 茨城県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金
- 11 茨城県地域農業経営再開復興支援事業費補助金
- 12 茨城県経営体育成支援事業費補助金
- 13 茨城県地域担い手確保育成整備事業費補助金
- 14 茨城県機構集積協力金交付事業費補助金
- 15 林業担い手育成強化対策事業費補助金（県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。）
- 16 森林整備地域活動支援交付金
- 17 身近なみどり整備推進事業費補助金
- 18 森林づくり推進体制整備事業費補助金
- 19 いばらき木づかい環境整備事業費補助金
- 20 元気な森林づくり活動支援事業費補助金
- 21 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金
- 22 特用林産施設等体制整備事業費補助金（県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。）
- 23 木質バイオマス利活用促進事業費補助金
- 24 いばらきの森普及啓発活動支援事業補助金
- 25 木材利用促進施設整備事業費補助金
- 26 森林病虫害防除基金事業費補助金
- 27 森林整備関係事業費補助金
- 28 森林機能緊急回復整備事業費補助金

- 29 森林整備加速化基金・交付金間伐事業費補助金
- 30 民有林林道等事業費補助金
- 31 林道災害復旧事業補助金
- 32 茨城県湛水防除施設管理費補助金
- 33 農業排水再生プロジェクト事業費補助金
- 34 中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金
- 35 基盤整備促進事業費等補助金
- 36 経営体育成関連流動化促進事業費補助金
- 37 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金
- 38 農地集積基盤整備推進事業費補助金
- 39 P C B 廃棄物処理促進事業費補助金
- 40 畑地かんがい活用大規模産地育成事業費補助金
- 41 農村総合整備事業等補助金
- 42 多面的機能支払交付金
- 43 農業集落排水施設接続支援事業費補助金
- 44 茨城県農業集落排水事業推進交付金
- 45 排水処理施設りん除去支援事業費補助金
- 46 中山間地域等直接支払交付金
- 47 元気な農山村創生チャレンジ事業費補助金

茨城県告示第446号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称    | 事業所の所在地       | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地       | 指 定<br>年月日 | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-----------|---------------|--------------|------------------|------------|---------------|
| 0850800111 | 運動遊びと療育活動 | 龍ヶ崎市佐貫4丁目4-15 | 株式会社 スマイルライフ | 取手市井野団地三丁目19番101 | 平成27年4月1日  | 放課後等デイサービス    |

茨城県告示第447号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称            | 事業所の所在地       | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地        | 指 定<br>年月日 | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-------------------|---------------|-----------|-------------------|------------|---------------|
| 0851400101 | リバテイ・サポートセンター「ゆい」 | 高萩市大字高萩45番地の3 | 社会福祉法人親交会 | 高萩市大字若栗字井戸上125番地1 | 平成27年4月1日  | 放課後等デイサービス    |

## 茨城県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地          | 事業者の名称      | 主たる事務所の所在地       | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|--------|------------------|-------------|------------------|---------------|---------------|
| 0810102004 | コテロ元吉田 | 茨城県水戸市元吉田町1328-3 | 株式会社オーバースロー | 茨城県水戸市元吉田町1328-3 | 平成27年<br>4月1日 | 短期入所          |
| 0820102010 | コテロ元吉田 | 茨城県水戸市元吉田町1328-3 | 株式会社オーバースロー | 茨城県水戸市元吉田町1328-3 | 平成27年<br>4月1日 | 共同生活援助        |

## 茨城県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称   | 事業所の所在地      | 事業者の名称              | 主たる事務所の所在地     | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|----------|--------------|---------------------|----------------|---------------|---------------|
| 0811600469 | ともにー アレス | 笠間市旭町旭崎550-1 | 特定非営利活動法人茨城自立支援センター | 水戸市河和田1-1654-3 | 平成27年<br>4月1日 | 就労継続支援<br>A型  |

## 茨城県告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称        | 事業所の所在地     | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地  | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|---------------|-------------|---------|-------------|---------------|---------------|
| 0812600369 | 障がい者活動センターえくぼ | 那珂市後台1495-1 | 有限会社えくぼ | 那珂市後台1495-1 | 平成27年<br>4月1日 | 就労継続支援<br>B型  |

## 茨城県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地                       | 事業者の名称         | 主たる事務所の所在地           | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|--------|-------------------------------|----------------|----------------------|---------------|---------------|
| 0813800380 | 三ツ星    | 稲敷郡美浦村大字<br>受領字刈満田958<br>番地 1 | 社会福祉法人<br>美しの森 | 稲敷郡美浦村受領<br>字八枚957番地 | 平成27年<br>4月1日 | 短期入所          |

## 茨城県告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称       | 事業所の所在地             | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地 | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|--------------|---------------------|---------------|------------|---------------|---------------|
| 0814200127 | ベルあじさい学<br>園 | 結城郡八千代町平<br>塚4800-6 | 社会福祉法人共<br>生社 | 古河市鴻巣1179  | 平成27年<br>4月1日 | 就労継続支援<br>B型  |

## 茨城県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称          | 事業所の所在地 | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地                       | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類          |
|------------|-----------------|---------|---------|----------------------------------|---------------|------------------------|
| 0812900496 | 訪問サポート<br>ハートケア | 神栖市賀379 | 合同会社ソシア | 神栖市堀割一丁目<br>11番36号サンフ<br>ローラル304 | 平成27年<br>4月1日 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 |

## 茨城県告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称            | 事業所の所在地          | 事業者の名称            | 主たる事務所の所在地       | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------|---------------|
| 0810500280 | デイサービスセ<br>ンターかいじ | 石岡市貝地2-10<br>-39 | 株式会社エヌ・<br>エフサポート | 石岡市貝地2-10<br>-39 | 平成27年<br>4月1日 | 生活介護          |

## 茨城県告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称          | 事業所の所在地             | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地          | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-----------------|---------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------|
| 0810300533 | ワークステー<br>ション土浦 | 土浦市下高津 1 -<br>5 - 8 | 一般社団法人恵<br>匠会 | 土浦市下高津 1 -<br>5 - 8 | 平成27年<br>4月1日 | 就労継続支援<br>A型  |

## 茨城県告示第456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称         | 事業所の所在地              | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地       | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|----------------|----------------------|---------|------------------|---------------|---------------|
| 0822700662 | グループホーム<br>ロメオ | 茨城県筑西市玉戸<br>1353 - 9 | 有限会社ロメオ | 茨城県筑西市玉戸<br>1053 | 平成27年<br>4月1日 | 共同生活援助        |

## 茨城県告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地               | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地             | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|--------|-----------------------|---------------|------------------------|---------------|---------------|
| 0817400203 | ひかり    | 茨城県小美玉市上<br>玉里50 - 69 | 社会福祉法人敬<br>山会 | 茨城県小美玉市上<br>玉里50 - 124 | 平成27年<br>4月1日 | 生活介護          |

## 茨城県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称      | 事業所の所在地           | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地                     | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類          |
|------------|-------------|-------------------|---------------|--------------------------------|---------------|------------------------|
| 0811900422 | ケアセンター<br>輪 | 茨城県牛久市久野<br>町554番 | 社会福祉法人<br>銈光会 | 茨城県稲敷郡美浦<br>村大字舟子字横田<br>3143番1 | 平成27年<br>4月1日 | 生活介護<br>施設入所支援<br>短期入所 |

## 茨城県告示第459号

地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月6日



茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

水戸市笠原町1590番地1

株式会社暁恒産

2 委託事務の内容

茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）第14条別表第1に規定する利用料の徴収事務（那珂湊漁港駐  
車場に係るものに限る。）

3 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

茨城県告示第460号

南筑波土地改良区から平成27年3月18日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第  
195号）第30条第2項の規定により同年3月30日認可した。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道 349号

2 供用開始の区間 那珂市額田北郷字天王後1079番12地先から  
那珂市額田北郷字杉本後832番1地先まで

3 供用開始の期日 平成27年4月6日

茨城県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 静常陸大宮線

2 供用開始の区間 常陸大宮市石沢字竜内前1363番4から  
常陸大宮市石沢字赤城1442番2地先まで

3 供用開始の期日 平成27年4月6日

茨城県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 猿島常総線
- 2 供用開始の区間 坂東市山字猪ノ山646番3から  
坂東市山字猪ノ山465番14まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月6日

#### 茨城県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 中里坂東線
- 2 供用開始の区間 坂東市借宿688番1から  
坂東市上出島136番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月9日

#### 茨城県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 中里坂東線
- 2 供用開始の区間 坂東市上出島209番3から  
坂東市上出島886番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月9日

#### 茨城県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
道路（3・4・54 和田町常陸海浜公園線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域



(1) 3・4・54 和田町常陸海浜公園線

変更する部分

ひたちなか市富士ノ上, 東本町, 富士ノ下 及び 船窪の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第467号

平成23年2月21日付け鹿農土指令第4号をもって認可のあった, 共同施行人濱田茂良ほか36名が行う農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(区画整理)於下地区については, 平成26年3月26日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により届出があったので, 同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県鹿行農林事務所長 小林 達也

茨城県告示第468号

平成26年7月18日付け南農土指令第2号をもって認可のあった, 八郷土地改良区が行う大増第3地区土地改良事業(かんがい排水)については, 平成27年1月29日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195条)第113条の2第1項の規定により届出があったので, 同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県県南農林事務所長 石井 仁

茨城県告示第469号

平成26年7月18日付け南農土指令第3号をもって認可のあった, 八郷土地改良区が行う小幡南部第3地区土地改良事業(かんがい排水)については, 平成27年1月29日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195条)第113条の2第1項の規定により届出があったので, 同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県県南農林事務所長 石井 仁

茨城県告示第470号

平成26年7月18日付け南農土指令第4号をもって認可のあった, 八郷土地改良区が行う江垂第1地区土地改良事業(かんがい排水)については, 平成27年1月29日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195条)第113条の2第1項の規定により届出があったので, 同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県県南農林事務所長 石井 仁

茨城県告示第471号

平成26年7月18日付け南農土指令第5号をもって認可のあった, 八郷土地改良区が行う小幡西部第3地区土地改良

事業（かんがい排水）については、平成26年12月1日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195条）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

---

#### 茨城県告示第472号

平成26年7月18日付け南農土指令第6号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う上曾第1地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成27年1月29日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195条）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

---

#### 茨城県告示第473号

平成26年7月18日付け南農土指令第7号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う小桜第3地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成26年12月8日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195条）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

---

#### 茨城県告示第474号

平成26年7月18日付け南農土指令第8号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う上根第1地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成26年12月8日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195条）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

---

#### 茨城県告示第475号

平成26年7月18日付け南農土指令第9号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う小幡西部第4地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成26年12月1日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195条）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

---

#### 茨城県告示第476号

平成26年7月18日付け南農土指令第10号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う朝日第3地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成27年1月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195条）第113条

の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成27年 4 月 6 日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

茨城県告示第477号

平成26年 7 月18日付け南農土指令第11号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う小倉第 5 地区土地改良事業 (かんがい排水) については、平成26年12月 3 日に工事が完了した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195条) 第113条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成27年 4 月 6 日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

茨城県告示第478号

平成26年 7 月18日付け南農土指令第12号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う小倉第 6 地区土地改良事業 (かんがい排水) については、平成26年12月 3 日に工事が完了した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195条) 第113条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成27年 4 月 6 日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成27年 5 月26日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年 3 月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 kosodate はぐはぐ

3 代表者の氏名

前 島 朋 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市松代 4 丁目10番地12

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、家族の自立・成長を支援する事業、地域での子育て支援者育成事業、子育て家庭の健康増進を図る事業及び子育てネットワークづくりに関する事業を行い、安心して子どもを産み育てることができ、子育てを通して家族と地域が成長できる社会づくりに寄与することを目的とする。

#### ●茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更

茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を平成27年4月1日付けで変更したので、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第5項の規定により公表する。

なお、茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、茨城県農林水産部産地振興課において一般の閲覧に供する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

#### ●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土交通省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 3 作業終了日 平成27年3月13日
- 4 作業地域 つくば市北郷

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月6日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

阿見町大字福田字谷ノ沢127番9、同番20、同番21、同番22、173番1、同番6、同番7、同番8、174番1、同番2、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番12、同番13、同番15、同番16、同番17、同番18、同番19、211番5、同番6、同番8、同番9、同番17、同番18、同番19、同番20、同番21、同番24、同番38、同番39、同番40、同番41、同番42、同番43、212番1、同番2、同番3、同番5、213番1、同番2、同番3、同番4、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12、同番13、同番14、同番15、同番16、同番17、同番19、同番20、同番21、同番22、同番23、同番24、同番25、同番26、同番27、同番28、同番29、同番30、同番31、同番32、同番33、同番34、同番35、同番36、同番37、同番38、同番39、同番40、同番41、同番42、同番43、同番44、同番45、215番1、大字吉原字三鏡3598番2、同番10、同番11

##### 2 事業主の住所及び氏名

千葉県市原市皆吉1551番地 6  
 有限会社 セグチレーシングステーブル  
 代表取締役 瀬 口 晃 浩

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市下太田字中曾根976番38, 同番39

2 事業主の住所及び氏名

つくば市並木 4 丁目 3 番地 2 409棟303号  
 星 野 博 司, 星 野 みさと

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字花田久保3106番

2 事業主の住所及び氏名

常総市内守谷町きぬの里三丁目 7 番地 7 MKクレール A103  
 安 田 広 美, 安 田 慶 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字栗山下谷原229番 1 の一部, 同番 3 (2 工区)

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字栗山下谷原229- 1  
 社会福祉法人慈愛会  
 理事長 湯 本 哲 弘

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島群境町大字伏木字榎戸864番 1

2 事業主の住所及び氏名

坂東市生子272番地 1  
 小久保 真 人

**正 誤**

平成27年 3 月19日付け茨城県報第2675号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤     | 正     |
|-----|-------|-------|-------|
| 41  | 上から32 | 横山 忠一 | 横山 忠市 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)